

○立山町商工業振興資金利子補給要綱

昭和42年 4 月10日

告示第36号

立山町商工業振興資金利子補給要綱を次のように定める。

立山町商工業振興資金利子補給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、立山町(以下「町」という。)に事業所を有する個人及び法人(以下「商工業者」という。)の事業の振興及び経営の安定化を図るため、設備の取得及び改善を目的として、次の金融機関(以下「金融機関」という。)を通じて貸付けを受けた事業資金の必要と認めたものに対し、町が予算の範囲内において利子補給をするものとする。

金融機関
日本政策金融公庫富山支店
商工組合中央金庫富山支店
北陸銀行立山支店
富山第一銀行立山支店
富山銀行立山支店
富山信用金庫立山支店
アルプス農業協同組合たてやま支店

(平5告示15・平23告示15・平25告示1・令5告示137・一部改正)

(交付対象者)

第2条 利子補給の対象となる者は、次の要件を満たす商工業者とする。

- (1) 町税を滞納していないこと(法人においては、その代表者を含む。)
- (2) 当該融資に対して、本補給金と同等の制度による財政的支援を受けておらず、今後も受ける見込みがないこと。

(令5告示137・全改)

(利子補給の対象融資)

第3条 利子補給の対象融資は、次のとおりとする。

- (1) 融資額 30万円以上
- (2) 資金使途 設備資金(ただし、賃貸物件の改修資金等、当該設備そのものを商品として売上げを得る場合を除く。)

(令5告示137・全改)

(利子補給の期間)

第4条 利子補給の期間は、当該融資の実行日から起算して2年以内とする。

(令5告示137・全改)

(利子補給金の額)

第5条 利子補給金の額は、前年度1月1日から当該年度12月31日までの間に金融機関へ支払った約定利子に、年利の2.0%又は融資利率のいずれか低い率を乗じ、融資利率で除した額(1円未満の端数は切捨て)とする。ただし、1事業者1件につき20万円を限度額とする。

2 前項の規定による利子補給金の額には、当初の返済計画からの遅延によって生じた利子の増額分は含めない。

(令5告示137・全改)

(申請書の提出)

第6条 この要綱による利子補給を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、立山町商工業振興資金利子補給金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添えて、立山舟橋商工会を経由して町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出期限は、毎年2月末までとする。

(令5告示137・全改)

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による利子補給金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を速やかに審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内において利子補給金の交付決定及び利子補給金額の確定を行い、その結果を立山町商工業振興資金利子補給金交付決定通知書兼利子補給金額の確定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(令5告示137・全改)

(利子補給金の交付請求及び支払)

第8条 前条の規定により利子補給金の交付決定及び利子補給金額の確定を受けた者は、立山町商工業振興資金利子補給金請求書兼口座振込依頼書(様式第3号)により、利子補給金の請求をするものとする。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、利子補給金を支払うものとする。

(令5告示137・追加)

(取消し又は返還)

第9条 町長は、この利子補給を受けるものが第1条の目的以外に事業費を転用する等の不当な点があると認めたときは、利子補給の取消し又は返還を命ずることができる。

(令5告示137・旧第8条線下)

(帳簿調査)

第10条 金融機関は、この融資に関し、町長が必要と認めた場合、帳簿書類の調査に協力しなければならない。

(令5告示137・旧第9条線下)

(その他)

第11条 その他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和42年4月1日から適用する。

附 則(昭和43年告示第11号)

この告示は、昭和43年4月1日から適用する。

附 則(昭和45年告示第17号)

この告示は、昭和45年8月1日から施行する。

附 則(昭和49年告示第8号)

この告示は、公表の日から施行し、昭和48年度利子補給から適用する。

附 則(昭和50年告示第38号)

この告示は、公表の日から施行し、昭和50年度利子補給から適用する。

附 則(昭和62年告示第11号)

この告示は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則(平成5年告示第15号)

この告示は、公表の日から施行し、平成4年2月1日より適用する。

附 則(平成13年告示第55号)

この告示は、平成13年度の利子補給金から適用する。

附 則(平成17年告示第28号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年告示第49号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年告示第29号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年告示第26号)

この告示は、平成22年4月1日より施行する。

附 則(平成23年告示第15号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成23年告示第17号)

この告示は、公表の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成25年告示第1号)

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に利子補給を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則(令和3年告示第125号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に、なされた行為は、特別な定めがある場合を除き、改正後の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和5年告示第137号)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に実行されている融資については、なお従前の例による。